



# 島根県報

平成28年12月27日（火）

号外 第 195 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【公安規則】**

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則 （警 察 本 部） 2

## 公 安 委 員 会 規 則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月27日

島根県公安委員会委員長 堀 江 正 俊

### 島根県公安委員会規則第26号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表ストーカー行為等の規制等に関する法律の部第9条第2項の項中「第9条第2項」を「第14条第2項」に改め、同部第10条第3項及び第5項の項中「第10条第3項及び第5項」を「第15条第3項及び第5項」に改める。

### 附 則

この規則は、平成29年1月3日から施行する。